

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 定義

- 一 広域的特定活動として、特定居住（当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めることをいう。以下同じ。）のため必要な住宅又は事務所その他の施設の提供その他の当該地域における特定居住の促進に関する活動（相当数の者を対象として行われるものに限る。）を追加するものとする。

(第二条第一項第一号ハ関係)

- 二 拠点施設として、一団地の住宅施設、特定居住を行う者（以下「特定居住者」という。）の共同利用に供する事務所、事業所その他の業務施設、特定居住者と地域住民との交流の促進に資する施設その他の特定居住の促進のため必要なものとして国土交通省令で定める施設を追加するものとする。

(第二条第二項第四号関係)

第二 基本方針

基本方針に定める事項として、第四の一の1に規定する特定居住促進計画の作成に関する基本的事項を

追加するものとする。

(第四条第二項第七号関係)

第三 広域的地域活性化基盤整備計画の作成等

- 一 市町村は、都道府県に対し、第四の一の1に規定する特定居住拠点施設に関する事項及び特定居住重点地区の区域をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成することができ、
ものとする。

(第五条第十項関係)

- 二 一の規定による提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき広域的地域活性化基盤整備計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした市町村に通知するものとする。

(第五条第十一項関係)

第四 特定居住促進計画の作成等

一 特定居住促進計画

- 1 市町村は、第一の二に定める拠点施設（一において「特定居住拠点施設」という。）に関する事項及び当該特定居住拠点施設に係る重点地区（1において「特定居住重点地区」という。）の区域が記載された広域的地域活性化基盤整備計画について送付を受けたときは、単独で又は共同して、基本方

針及び当該広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、当該市町村の区域内の特定居住重点地区の区域内において特定居住の促進を図るための計画（以下「特定居住促進計画」という。）を作成することができるものとする。

（第二十二条第一項関係）

2 特定居住促進計画には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 特定居住促進計画の区域（以下「特定居住促進区域」という。）

(2) 第一の一の活動に関する基本的な方針

(3) 特定居住促進区域における特定居住拠点施設の整備に関する事項

(4) (3)に掲げるもののほか、特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要

な施設の整備に関する事項

(5) (3)及び(4)に規定する施設の整備に関する事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な

事業又は事務に関する事項

(6) (3)又は(4)に規定する施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する

事項

(7) 計画期間

(第二十二條第二項關係)

3 2の(3)又は(4)に掲げる事項には、特定居住促進区域（都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に該当する区域に限る。）内において特定居住の促進を図るため必要な建築物（建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。一において同じ。）について三の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件（一及び三において「用途特例適用要件」という。）に関する事項を定めることができるものとする。

(第二十二條第三項關係)

4 2の(3)に掲げる事項には、特定居住拠点施設の整備のために実施する公的賃貸住宅等整備事業（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項第一号又は第二号に規定する事業又は事務（いずれも同項第一号イに掲げる事業に係るものに限る。）をいう。10及び四において同じ。）に関する事項を定めることができるものとする。

(第二十二條第四項關係)

5 市町村は、特定居住促進計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならないものとする。

(第二十二條第五項關係)

6 市町村は、特定居住促進計画を作成するときは、あらかじめ、当該特定居住促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(第二十二條第六項關係)

7 市町村は、特定居住促進計画を作成する場合において、二の1に規定する特定居住促進協議会が組織されているときは、当該特定居住促進計画に記載する事項について当該特定居住促進協議会において協議しなければならないものとする。

(第二十二條第七項關係)

8 市町村は、特定居住促進計画に用途特例適用要件に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該特定居住促進区域内の建築物について建築基準法第四十八條第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁と協議をし、その同意を得なければならないものとする。

(第二十二條第八項關係)

9 | 8の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、3に規定する建築物（三において「特例適用建築物」という。）を用途特例適用要件に適合する用途に供することが特定居住促進区域における特定居住の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同意をすることができるものとする。

（第二十二条第九項関係）

10 | 市町村は、4に規定する事項として独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人若しくはこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（10において「機構等」という。）が実施する公的賃貸住宅等整備事業に係る事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該機構等の同意を得なければならないものとする。

（第二十二条第十項関係）

11 | 市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、特定居住促進計画に市街化調整区域の区域を含む特定居住促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該特定居住促進区域の区域並びに2の(3)及び(4)に掲げる事項について、都道府県知事と協議をしなければならないものとする。

（第二十二条第十一項関係）

12 特定居住促進計画は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならないものとする。

(第二十二條第十二項關係)

二 特定居住促進協議会

1 市町村は、単独で又は共同して、特定居住促進計画の作成等に関する協議その他必要な協議を行うための協議会（2において「特定居住促進協議会」という。）を組織することができるものとする。

(第二十三條第一項關係)

2 特定居住促進協議会において協議が調った事項については、特定居住促進協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

(第二十三條第三項關係)

三 特定居住促進計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が公表されたときは、当該公表の日以後は、特例適用建築物について、特定行政庁が、用途特例適用要件に適合すると認めて建築基準法第四十八条第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定のただし書の許可をすることができるものとする。

(第二十四条関係)

四 市町村は、公的賃貸住宅等整備事業に関する事項を記載した特定居住促進計画を国土交通大臣に提出することができるものとし、当該計画が提出されたときは、国は、当該市町村に対し、交付金を交付することができるものとする。

(第二十五条関係)

五 都道府県知事は、公表された特定居住促進計画に記載された特定居住促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の建築物（都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。五において同じ。）について、当該建築物を一の2の(3)又は(4)に規定する施設の用に供するため都市計画法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、一の11の協議の結果を踏まえ、当該建築物の当該施設としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(第二十六条関係)

六 地方住宅供給公社は、特定居住促進区域内において、特定居住促進計画を作成した市町村からの委託に基づき、特定居住者の居住の用に供する住宅の整備及び賃貸その他の管理に関する業務を行うことができるものとする。

(第二十七条第一項関係)

第五 特定居住支援法人

一 特定居住支援法人の指定等

- 1 市町村長は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、2の(1)から(5)までに掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定居住支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができるものとする。

（第二十八条第一項関係）

2 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定居住者又は特定居住を希望する者に対し、特定居住に関する情報の提供又は相談その他の特定居住に関し必要な援助を行うこと。

- (2) 第四の一の2の(3)及び(4)に規定する施設の整備を行うこと。

- (3) 特定居住の促進に関する調査研究を行うこと。

- (4) 特定居住に関する普及啓発を行うこと。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、特定居住の促進のために必要な業務を行うこと。

(第二十九条関係)

3 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため特定居住促進区域内の住宅若しくは事務所その他の施設又は当該住宅若しくは施設の敷地である土地の所有者又は管理者を知る必要があるとして、当該所有者等に関する情報の提供の求めがあつたときは、あらかじめ、本人の同意を得て、当該所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、情報を提供するものとする。

(第三十一条第二項及び第三項関係)

二 特定居住促進計画の作成の提案等

1 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、特定居住促進計画の作成等を行うことを提案することができるものとする。

(第三十二条第一項関係)

2 1の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき特定居住促進計画の作成等をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。

(第三十二条第二項関係)

第六 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第七 附則

- 一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

- 二 所要の経過措置を定めるものとする。

（附則第二条及び第三条関係）

- 三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

（附則第四条関係）